

令和4年11月1日から 小児慢性特定疾病医療受給者証の 指定医療機関の記載が変わります

令和4年11月から交付する受給者証には、指定小児慢性特定疾病医療機関の個別名称は記載されません。記載の変更に伴い、受診する医療機関が「**指定小児慢性特定疾病医療機関**」として指定を受け**ていれば、受給者証を使用することができます。(※)**

※ 医療機関が「指定小児慢性特定疾病医療機関」となっているかどうかは、その医療機関を管轄する都道府県、指定都市、中核市のホームページをご確認ください。

こちらからも
確認することができます→



《注意事項》

- ・指定医療機関以外の医療機関では、医療費の助成の対象にはなりません。
- ・豊橋市以外が交付する受給者証については、各都道府県または中核市等によって、取り扱いが異なります。豊橋市外に転居される際には、転居先の管轄保健所にご確認ください。

令和4年10月31日まで

医療 受給者証	指定 医療 機関	名称	所在地
		A病院	豊橋市〇〇町
		B病院	豊橋市〇〇町
		C薬局	豊橋市〇〇町



近所に新しくできた薬局
を利用したけど、追加の
申請手続きが必要...

令和4年11月1日から

医療 受給者証	指定 医療 機関	名称	所在地
		全国の指定小児慢性特定疾病医療機関	



「全国の指定小児慢性特定疾病
医療機関」だから、追加の申請
手続きしないで利用できる！

《現在お持ちの受給者証について》

現在お持ちの受給者証には、「個別の指定医療機関の名称」が記載されていますが、令和4年11月1日以降は、「指定小児慢性特定疾病医療機関」として指定を受け**ていれば、受給者証に記載のない医療機関であっても受給者証を使用することができます。(医療機関の追加申請は不要です)**

豊橋市保健所 こども保健課 小児慢性特定疾病担当
TEL : 0532-39-9167 FAX : 0532-38-0770
E-mail : kodomohoken@city.toyohashi.lg.jp